

令和 7 年度 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者 公募要項

1 公募の趣旨

可児市では、第 9 期介護保険事業計画（令和 6 年度～令和 8 年度）に基づき、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の事業所を整備・運営する事業者を公募します。

2 募集内容

サービス種別	募集地域	募集数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (一体型・連携型 いずれの形態も可)	可児市全域	1 事業所

3 事業開設時期

令和 8 年 4 月 1 日までに介護保険法に基づく事業所指定を受け、事業所を開設できる見込みであること。

4 応募事業者の資格要件、並びに施設等の要件

応募事業者は、以下の要件を全て満たすことが必要となります。

- (1) 運営主体は法人格を有していること。なお、新設法人を設立する場合は、開設までに設立登記が完了していること。
- (2) 本事業の実施に必要な人員及び設備等を確保するとともに、本事業の開始当初から安定したサービスを提供することができる体制を整備するための十分な能力及び経験を有していること。
- (3) 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団を利する関係を有するものでないこと。
- (5) 法人及び代表者に国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 「可児市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例」（平成 24 年可児市条例第 27 号）、「可児市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則」（平成 25 年可児市規則第 5 号）など介護保険関係の基準を満たし、その他の関連する法令等にも適合していること。
- (7) 事業を実施する事務室及び必要な設備・備品が確保されている、又は確実に確保する見込みがあること。
- (8) 事務室を置く建物が、土砂災害特別警戒区域内にないこと。また当該建物が、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域にある場合、災害を想定した設計内容、避難計画の作成等、安全上及び避難上の対策を行うこと。
- (9) 事業所を開設しようとしている地域において、関係住民、関係団体等に理解が得られている、又は得られる見込み若しくは得るための方策があること。

5 募集期間、応募書類及び提出方法等

〈募集期間〉 令和7年9月1日（月）～令和7年9月30日（火） 土日祝日を除く
午前9時00分～午後5時00分

〈応募書類・部数〉 下記「応募書類一覧」に掲げる書類一式（正本1部、副本2部）

〈応募書類一覧〉

各様式は、市ホームページからダウンロードしてください。

各書類の詳細につきましては、⑫のチェック表をご確認ください

- | | |
|--------------------------------------|------------------|
| ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 公募申請書 | ・・・様式1 |
| ② 欠格事項に該当しない旨の誓約書 | ・・・様式2 |
| ③ 事業運営実績一覧表 | ・・・様式3 |
| ④ 事業計画書 | ・・・様式4 |
| ⑤ 開設提案書 | ・・・様式5 |
| ⑥ 資金計画書 | ・・・様式6 |
| ⑦ 各経歴書 | ・・・様式7-1、7-2、7-3 |
| ⑧ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 | ・・・様式8 |
| ⑨ 備品・設備等一覧表 | ・・・様式9 |
| ⑩ 設置に伴う地元への説明経緯、並びに関係機関
との事前相談の状況 | ・・・様式10 |
| ⑪ 添付書類 | ・・・⑫チェック表参照 |
| ⑫ 地域密着型サービス公募提出書類チェック表 | |

〈提出方法等〉

- (1) 応募事業者は、紙媒体の応募書類一式を応募期間内に可児市役所 介護保険課へ直接持参し提出してください。（郵送、FAX、電子メールによる提出は受け付けません。）
なお、応募書類を提出の際は、事前に電話で予約の上、来庁願います。
- (2) 前項(1)の紙媒体とは別に、上記⑫のチェック表で「デジタルファイル提出要」となっている項目書類については指定の様式に入力のうえ、電子メールにて下記「お問合せ先」アドレスへ、デジタルファイル（excel）をお送りください。
- (3) 応募書類はA4版ファイルに綴じ込み（左綴じ）、応募書類一覧の番号ごとにインデックス付きの仕切りを入れてください。
- (4) 応募書類は、特に指示があるもの及び証明書等の既定の大きさのもの以外は、A4サイズで作成してください。（A3版の折込み可）
- (5) ファイルの表紙と背表紙に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 応募書類（法人名）」と記入してください。

6 質問の受付について

応募に関するご質問は、「可児市 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業者公募に関する質問書」（様式は、市ホームページからダウンロードしてください。）にご記入の上、FAX又は電子メールにてお送りください。（窓口又は電話での質問は受け付けません。）

回答は、市ホームページにおいて随時掲載します。

なお、評価基準内容や他の応募者の計画内容に関する情報等に関するご質問は回答しませんので、ご了承ください。

〈質問受付期間〉 令和7年8月25日（月）～令和7年9月19日（金）

〈質問送付先〉 下記「お問合せ先」

7 審査・選定

(1) 事業予定者の選定方法

可児市高齢者施策等運営協議会による審査評価を行った後、事業予定者を選定し、最終的に市長が決定します。可児市高齢者施策等運営協議会による審査は書類審査及びヒアリング審査です。ヒアリングの日時・内容については、応募された事業者へ別途通知します。

〈主な評価項目〉

- ① 事業者の基本理念と運営方針
- ② 事業経営の実績、資金計画
- ③ サービスの質の確保
- ④ 医療機関、居宅介護支援事業所との連携
- ⑤ 地域との関わり
- ⑥ 通信機器の整備
- ⑦ 職員の確保、勤務体制
- ⑧ 個人情報の管理、苦情・相談窓口、事故・非常災害時の対応、衛生管理

(2) 選定結果の公表

選定結果については、全ての応募者に対して文書で通知します。また、決定した事業予定者名をホームページで公表します。なお、可児市高齢者施策等運営協議会の審査評価の詳細内容については、公表はしませんのでご了承ください。

(3) スケジュール（変更になる場合もありますのでご承知おきください。）

令和7年10月下旬・・・可児市高齢者施策等運営協議会による審査評価

平成7年11月中旬・・・選定結果通知及び公表

(4) その他

- ・審査の結果、事業予定者該当なしとする場合があります。
- ・必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
- ・事業予定者に決定された後、応募の際提出した内容と実際の事業計画が著しく異なる場合は、事業予定者の決定を取り消す場合があります。

8 応募に際しての留意事項

(1) 応募に係る一切の費用は、全て応募事業者の負担となります。

(2) 応募期間経過後の提出書類の差し替え又は再提出は、原則認めません。また、提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。

- (3) 応募における建物の権利者或いは事業予定地、又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求等については、応募事業者の責任に帰するものであり、可児市はその責任を一切負いません。
- (4) 応募書類提出後に辞退する場合は、応募辞退届（様式自由）を提出してください。
- (5) 選定後の権利譲渡等は認めません。
- (6) 選定後の辞退、整備時期の変更等については、第9期可児市介護保険事業計画に基づく事業の進捗に甚大な影響を及ぼすものであるため、応募にあたっては、事業の実現性についての慎重な検討をお願いします。
- (7) 開設日の属する月の2月前の月末までに介護保険法に基づく事業所指定申請を行ってください。指定申請にあたり、特に人員要件を満たさない等の理由により申請ができず、開設が遅れるような事態とならないよう、応募段階から十分な準備をお願いします。

8 補助金について

事業予定者は、「可児市高齢者福祉施設等整備費補助金交付要綱」に基づき、補助金の交付を申請することができます。補助対象事業及び補助対象経費は、「岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱」（以下「県要綱」という。）によるものとし、補助金の額は県要綱に基づき、岐阜県から市へ交付される補助金の額と同額とします。

事業予定者に決定されたことをもって補助金の交付が決定されるわけではありませんので、資金計画等において、補助金が採択されない場合も念頭に置き、十分対応できる場合に限り本公募に応募いただきますようお願いいたします。

また、補助金を受ける場合は、その交付決定前に事業に着手することはできませんのでご注意ください。さらに、補助金の交付を受けて整備を行う場合は、施工業者、納入業者等を入札により決定する必要があります。入札の方法は、市が行う契約手続きの取扱いに準拠します。

【参考】岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金 補助単価

○施設整備助成

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所につき 7,000 千円

○施設開設準備経費支援

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所につき 16,600 千円

※今後金額の変更がある可能性があります。

※災害レッドゾーン、土砂災害警戒区域、浸水想定区域等における新規整備について、補助の対象外になる可能性があります。

【お問合せ先】

可児市 介護保険課 介護事業者係 担当：中島・下園

TEL：0574-62-1111（内：3241）

FAX：0574-60-4616

E-mail：kaigojigyosya@city.kani.lg.jp